

広島市規則第18号

令和8年3月27日

広島市公印管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市公印管理規則の一部を改正する規則

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第8条第1項中「もの」の右に「その他これに類するものとして企画総務局長が定めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。